

安全運転管理者に関する届出要領

1 選任義務（道路交通法第74条の3 第1項）

(1) 安全運転管理者選任義務

- ア 大型乗用車～1台以上（乗車定員11人以上の自動車）
- イ 自動車～5台以上
(自動二輪車の場合は、1台を0.5台として計算)
- ウ 自動車運輸代行業の場合～1台以上

2 選任基準

自動車を管理する事業所ごとに選任（例）支店・営業所・出張所ごと

3 安全運転管理者的格要件（道路交通法施行規則第9条の9第1項）

(1) 年齢20歳以上の者

（ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合にあっては30歳以上とする。）

(2) 2年以上の運転管理の実務経験を有する者

（運転管理に関する公安委員会の教習を終了した者は1年以上の実務経験でよい。またはこれらと同等以上の能力があると公安委員会が認定したことあること。）

(3) 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者

(4) 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者

- ① ひき逃げ
- ② 酒酔い運転・酒気帯び運転・麻薬等運転・無免許運転・妨害運転
- ③ 無免許運転にかかる車両の提供・無免許運転の車両への同乗
- ④ 酒酔い・酒気帯び運転にかかる車両・酒類の提供、酒気帯び運転の車両への同乗
- ⑤ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命容認

4 「運転記録証明書」を取得して下さい

取得方法については、警察署・県庁内高知県安全運転管理者協議会連合会事務局・自動車安全運転センター高知事務所で運転記録証明書の申込用紙を取得していただき、必要事項を記載のうえ、手数料「670円」を添えて最寄りの郵便局窓口に提出して下さい。

注：請求証明書種別は「運転記録証明書」で「3年間」若しくは「5年間」を必ず取得して下さい。

5 「戸籍抄本」「住民票の写し」又は「運転免許証の写し」を添付して下さい。

管理者の氏名、生年月日を確認するため、上記のうちいずれか1通が必要です。なお、転勤等により住所が変わっている方は運転管理者証の住所変更を確実に行って下さい。

6 「安全運転管理者に関する届出書」を2通作成して下さい。

(1) 届出者は、事業所等の使用者になりますので、たとえば会社の代表者、営業所の営業所長が届出者になります。

(2) ①選任年月日

使用者が管理者を選任した日を記入して下さい。

(3) ②安全運転管理者氏名欄

管理者の氏名とふりがなを記入して下さい。

(4) ③資格要件欄

1・2・3に該当する番号を○で囲んで下さい。

注：3に該当する場合は別の必要書類を提出していただく必要がありますので、県警ホームページ又は警察署で必要書類を取得して下さい。

(5) ④職務上の地位欄

例えば営業所長、課長等と役職名を記入して下さい。

(6) ⑤運転免許欄

運転免許証に記載されている項目を記載して下さい。

なお、届出書に運転免許証の写しを添付した場合は記入不要です。

(7) ⑥安全運転管理者の勤務態様欄

該当する項目を○で囲んで下さい。

(8) ⑦安全運転管理者の略歴欄

管理者の要件である2年以上の管理職経験を有する者であることを証明できる内容を記入して下さい。

(9) ⑧使用の本拠の欄

管理者を置く事業所の名称と位置を記入し、業種は該当する番号を○で囲んで下さい。

(10) ⑨自動車台数欄

事業所等で使用、保有している自動車台数を正確に記入して下さい。

注：大型自動二輪車及び普通自動二輪車は1台を0.5台として数え、原動機付き自転車（50CC以下）は台数に含めません。また、二輪車の台数の記載は、計算上の台数を記載し、（）内に実数を記載して下さい。

(11) ⑩運転者数欄

事業所等の運転者のうち主として運転をする者を（専従）、そうでない者を（予備）に分けて記入して下さい。

(12) ⑪前安全運転管理者欄

前任の管理者について記入し、前任者がいない場合は空欄として下さい。

7 提出する書類について

必要書類

① 安全運転管理者に関する届出書 2通

② 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し 1通

③ 運転記録証明書 1通

提出先

事業所の住所地を管轄する警察署（交通課）へ直接届出をして下さい。郵送等での受付はしていません。